

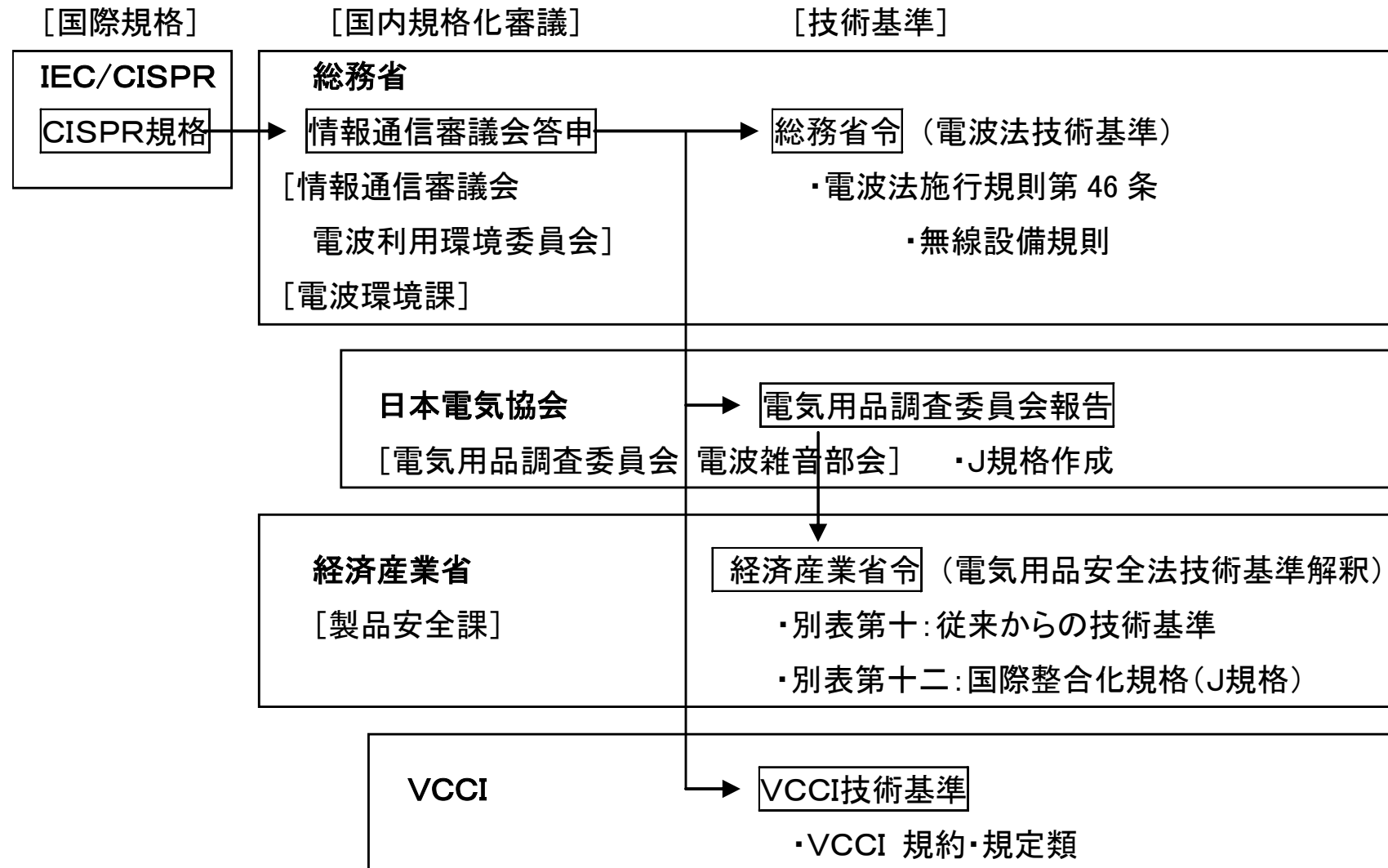
第91回 電気用品調査委員会

平成26年11月17日

資料No. 6-2

CISPR11の総務省答申の概要

CISPR規格の国内規格化



雑音の強さに関する既存J規格

基準番号	表題	備考
J55001 (H2)	雑音の強さの規定	省令2項で適用する規格の明確化 該当しないものは旧省令1項の技術基準
J55013 (H22)	音声及びテレビジョン放送受信機並びに 関連機器の無線妨害波特性の許容値 及び測定法	CISPR13:2001+A1:2003+A2:2006 に対応 [平成19年度答申に基づく]
J55014-1 (H20)	家庭用電気機器、電動工具及び類似機器 からの妨害波の許容値及び測定法	CISPR14(1993), Amd.No.1(1996)に対応 [平成9年3月答申に基づく] CISPR14-1第5.1版(2009)に対応した 平成23年度答申にもとづく改正案提出済み
J55015(H20)	電気照明装置からの妨害波の許容値及 び測定法	CISPR15(2000), Amd. No.1(2001), Amd. No.2(2002)に対応 [平成16年7月答申に基づく] 新たな答申準備中(答申時期未定)
J55022 (H22)	情報技術装置からの妨害波の許容値 及び測定法	CISPR22:2005+A1:2005+A22006に対応 [平成19年度答申に基づく]

未採用のCISPR国内規格答申

CISPR 規格	答申された版 ()内は発行年	主な対象機器例 (電気用品安全法)	答申年月	省令第2項 J規格
CISPR 11 (高周波利用機器)	第 5.1 版(2010)	<ul style="list-style-type: none"> ・電子レンジ ・電磁誘導加熱式調理器 ・高周波ウェルダ ・アーク溶接機 	平成 26 年 3 月	J55001(H22) (= 省令 第 1 項)
CISPR 12 (内燃機関)	第 2 版(1990)	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯発電機 	注 1	J55001(H22) (= 省令 第 1 項)
CISPR 32 (マルチメディア機器) CISPR 13とCISPR22を 統合したもの	第 2 版? 答申準備中	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン ・テレビ、ラジオ 	未答申 (答申時期未定)	

注1;現在, ISO 8528の見直しが行われており, CISPR12の内容がこのISOに取り込まれる予定である。

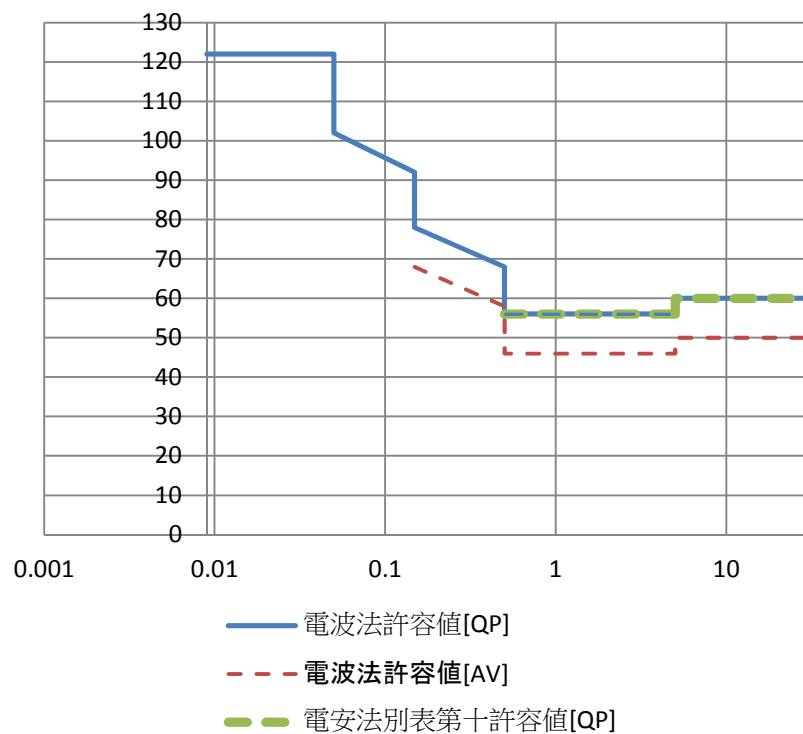
日本陸用内燃機関協会ではこの動向を注意, J8528 の改定又は JIS 規格の制定等の検討を行っている。

品名比較表

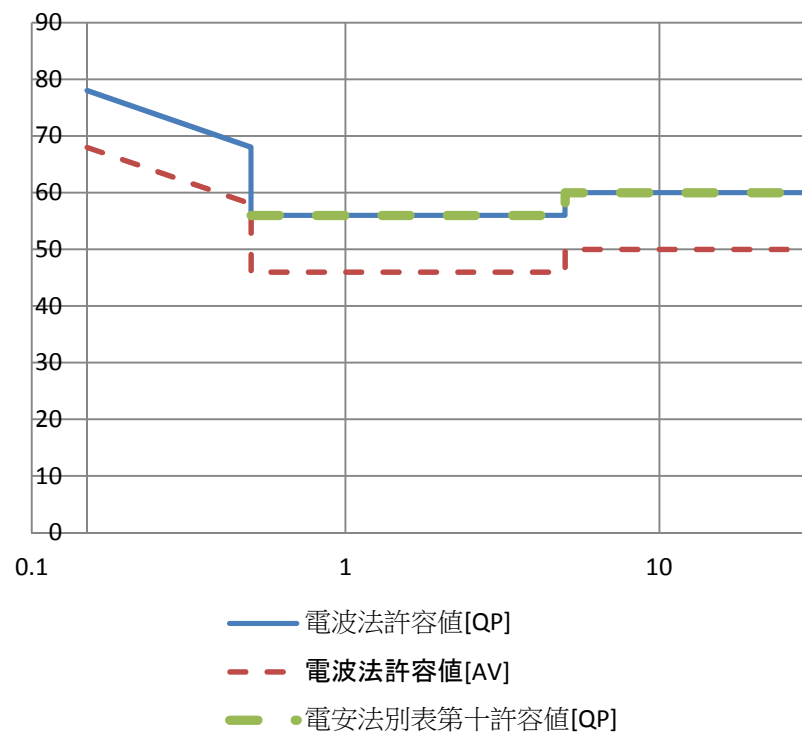
	電気用品 解釈別表第十 (第1章適用区分で第2章を適用)	CISPR11総務省答申 (付則A 装置の分類例)	電波法施行規則 [参考] (第三章 高周波利用設備)
適用範囲	加熱等の機能のために電磁誘導等を利用した発振機構により高周波を発生させて使用する機器。	本規格は0Hzから400GHzの周波数範囲で動作する、工業、科学及び医療器具用器具並びに無線周波エネルギーを局所的に精製及び/又は利用するよう設計された家庭用及びそれに類する器具に適用する。	高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いる設備であって、 五〇ワットを超える 高周波出力を使用するもの。(各種設備)
対象機器	<p><u>電気がま(電磁誘導加熱式のもの)</u> <u>電磁誘導加熱式調理器</u> <u>自動販売機(電子レンジを有するもの)</u> 複写機(電磁誘導加熱利用のもの) 搬送式インターホン <u>高周波ウエルダー(高周波出力が2.5kW以下)</u> <u>電子レンジ</u> 超音波ねずみ駆除機 超音波加湿機(高周波出力が50W以下) 超音波洗浄機(高周波出力が50W以下) 高周波脱毛器 家庭用超音波治療器(高周波出力が50W以下) 家庭用超短波治療器(高周波出力が50W以下) <u>アーク溶接機(高周波電流を重畳し使用するもの)</u> 家庭用電位治療器(高周波利用のもの)</p>	<p>グループ1 試験装置 医療用電気装置 科学装置 半導体電力変換装置 動作周波数が9kHz以下の工業用電気加熱装置 機械工具 工業用プロセス測定制御装置 半導体製造装置</p> <p>グループ2 マイクロ波給電UV照射機器 マイクロ波照明機器 動作周波数9kHzを超える工業用誘導加熱装置 家庭用誘導加熱調理器 誘導加熱装置 工業用マイクロ波加熱装置 家庭用電子レンジ 医療用電気装置 電気溶接装置 放電加工装置 教育訓練のための実演模型</p>	<p>通信設備以外の許可を要する設備(第一節) <u>医療用設備・工業用加熱設備・各種設備</u> (型式指定・型式確認を除く)</p> <p>総務大臣による型式の指定するもの(第二節) 搬送式インターホン 一般搬送式デジタル伝送装置 特別搬送式デジタル伝送装置 広帯域電力線搬送通信設備 誘導式読み書き通信設備 <u>超音波洗浄機</u> <u>超音波加工機</u> <u>超音波ウエルダー</u> 電磁誘導加熱を利用した 文書複写印刷機械 無電極放電ランプ</p> <p>製造業者等による型式の確認をして総務大臣に届出するもの(第三節) <u>電子レンジ</u> <u>電磁誘導加熱式調理器</u></p>
	<p>斜文字はCISPR11答申の対象となる機器 太字は今回の電波法施行規則改正の対象となる機器 下線は電安法、電波法共に対象となる機器</p>	<p>家庭用超音波機器はグループ1に属する。</p> <p>家庭用超短波治療器はグループ2に属する。</p>	

許容値比較

電磁誘導加熱式調理器
雑音端子電圧

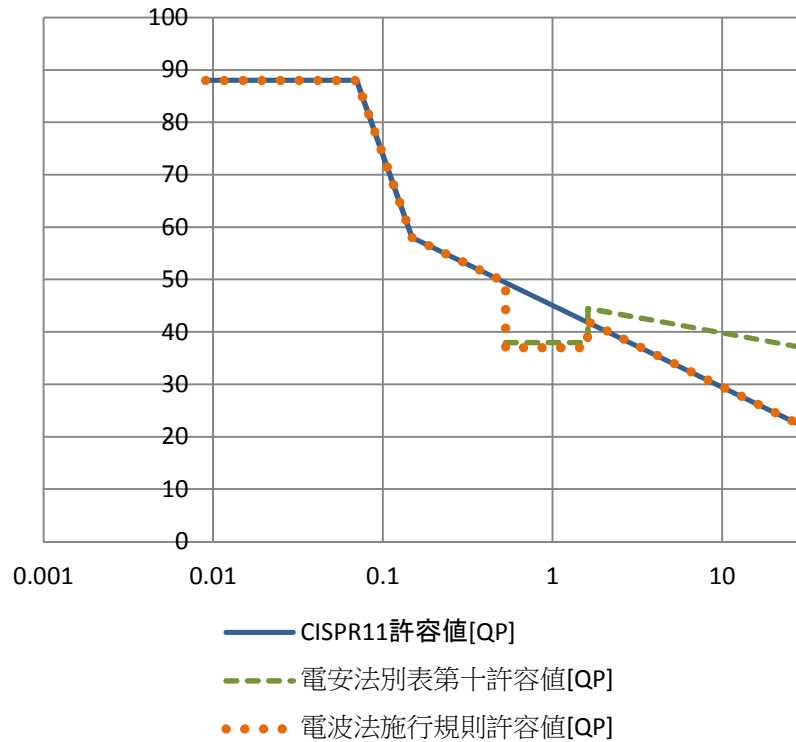


電子レンジ
雑音端子電圧

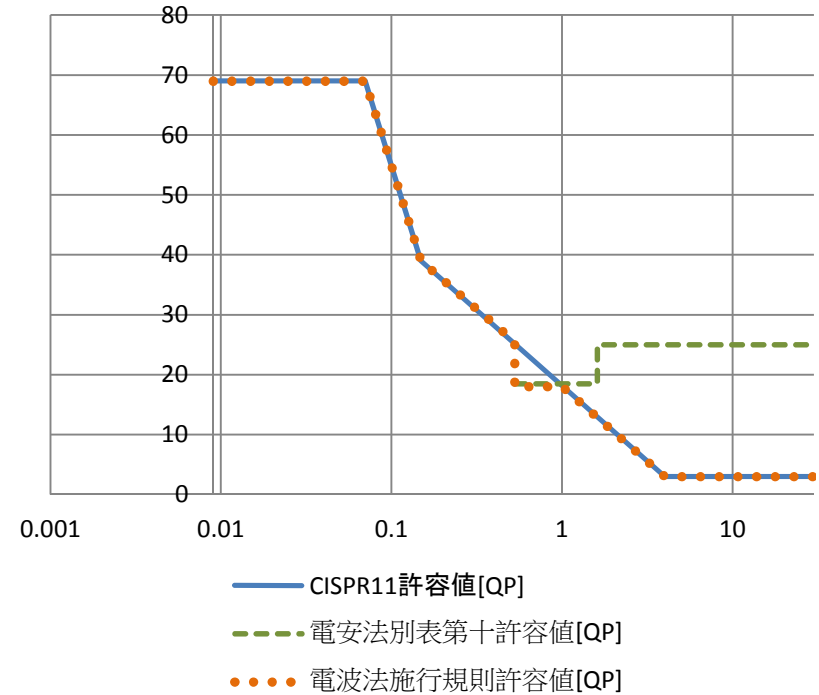


許容値比較

家庭用電磁誘導加熱式調理器
ラ-シル-フ(9k-30MHz)

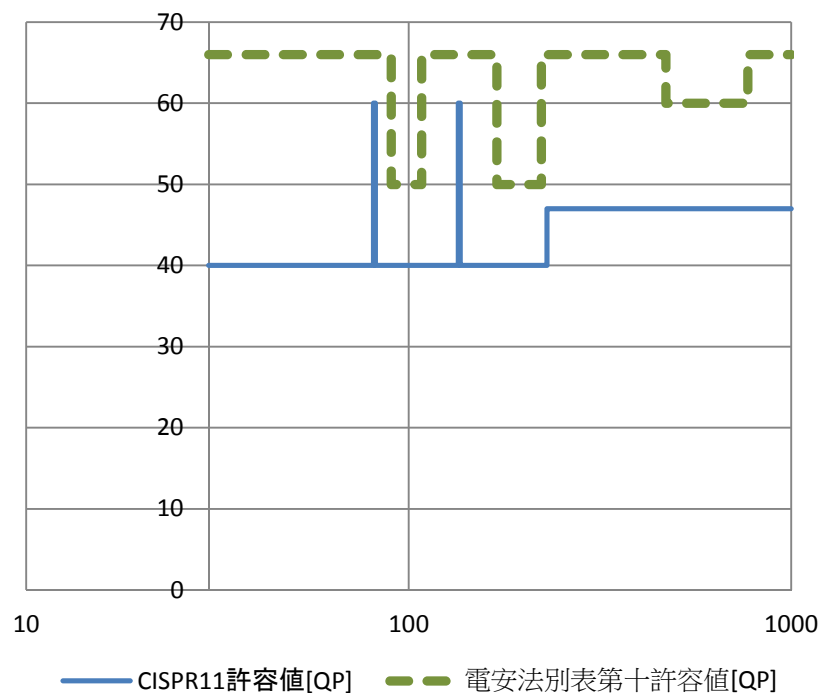


業務用電磁誘導加熱式調理器
雑音電界強度(9k-30MHz)
3m距離の磁界強度

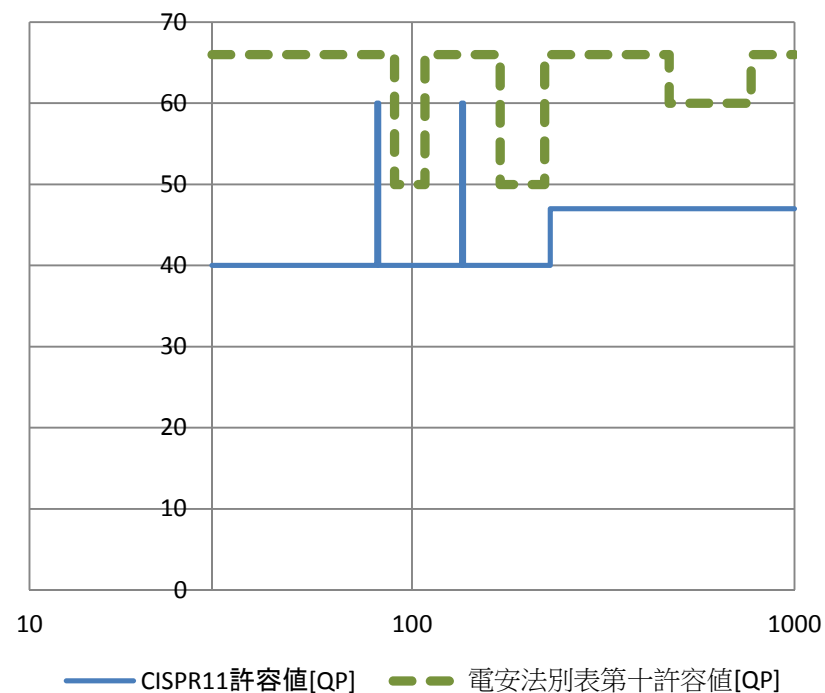


許容値比較

家庭用電磁誘導加熱式調理器
雑音電界強度(30M-1000MHz)
3m距離の電界強度

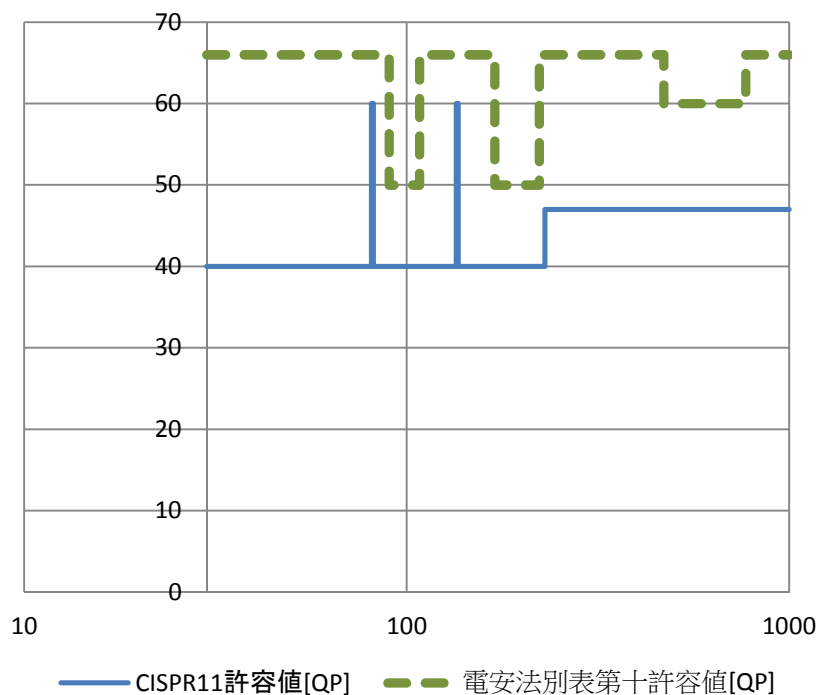


業務用電磁誘導加熱式調理器
雑音電界強度(30M-1000MHz)
3m距離の電界強度



許容値比較

電子レンジ
雑音電界強度(30M-1000MHz)
3m距離の電界強度



電子レンジ
雑音電界強度(1G-300GHz)
3m距離の電界強度

